

死因究明等推進計画検討会(第3回)

日 時 令和2年 11 月5日(木)14:00～16:00

場 所 厚生労働省省議室

議事次第

○ 開会

○ 議事

1. テーマ別ミーティング等の結果報告
2. これまでの議論を踏まえた主な論点案について
3. その他

○ 閉会

<配付資料>

資料1 死因究明等推進施策のテーマ別ミーティング等の結果について

資料2 これまでの議論を踏まえた主な論点案

<参考資料>

参考資料1 都道府県・大学等別資料

参考資料2 久保委員提出資料

死因究明等推進施策のテーマ別ミーティング等の結果について

厚生労働省死因究明等推進本部事務局

死因究明等推進施策の検討のため、令和 2 年 10 月中に各委員、関係省庁を交えたオンラインによるテーマ別ミーティングを実施した。その概要については以下のとおり。

1 身元確認体制の充実 【10 月 21 日(水)14 時～15 時】

参加委員：都築委員、柳川委員

参加省庁：厚生労働省、文部科学省

① 歯学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂

- ・歯科医学教授要綱（平成 19（2007）年改訂）に挙げられているような項目（死の定義および生と死に関する倫理的問題、我が国における死因究明制度等）や口腔診査情報標準コード仕様について、歯科法医学の教育に採り入れられるよう、歯科法医学の専門家をコアカリの改定委員に入れるべきではないか。
- ・コアカリ、CBT（※臨床実習前に全国共通で実施される評価試験）、歯科医師国家試験は有機的に連携することにはなっているが、優れた歯科医師の養成課程はシームレスなものとして文科省と厚労省が同じテーブルで協議する場が必要ではないか。

② 口腔診査情報標準コード仕様を用いたデータベースの整備

- ・データベースの整備に当たっては、同一患者の複数カルテをまとめるような悉皆データベースが理想だが、歯科ではカルテコンがほとんど導入されていないので、レセコンで現状できる範囲で進めていくことが必要。普通の歯科医療機関が所持している直近の口腔内情報を標準化し、そこにアクセスして出力していくものを検討する。
- ・データベースは、レセコンと画像データのシステムを紐付けて、画像データを引き出せる仕組みとしてはどうか。
- ・データベースの整備の前提となる法的な問題について検討することが重要ではないか。

2 地方協議会の活性化、地域格差の是正 【10 月 22 日(木)14 時～15 時】

参加委員：家保委員、久保委員、近藤委員、野口委員

参加省庁：厚生労働省

③ 地方協議会の活性化

- ・地方協議会の設置について、死因究明等推進基本法に地方公共団体の努力義務として定められたことを踏まえ、厚生労働省において、設置県の情報をホームページで一覧化したり、活動支援のためのマニュアルを示したりするなどのサポートを行うことが必要ではないか。
- ・現状、地方協議会の開催費用は厚生労働省の異状死死因究明支援事業の対象として補助率 1 / 2 で措置されているが、自治体負担のない最低交付額のようなものがある方がよいのではないか。

④ 地域間の死因究明体制の格差の是正

- ・死因究明体制の地域格差については、具体的にどのような格差があるのか明確でないため、指標を決めて実態把握をするべきではないか。現状、省庁や各現場が持っているデータを活用し、横並びで把握するだけでも関係者の判断に役立つと思われる。
- ・地域格差の実態把握の指標としては、解剖、死亡時画像診断、薬毒物検査等の実施状況に加え、死体検案研修受講者や死体検案資格保持者が実際に検案に従事している件数などが考えられるのではないか。
- ・警察が不要と判断した場合でも、検案医が公衆衛生上必要と判断した場合に適切に解剖・検査が実施される体制が構築されるよう、地方協議会において議論がなされるべきである。各県内の大学や警察による体制構築が難しければ、例えば、県境を越えた広域的な体制構築や、遺体搬送の葬儀業者への業務委託等の方策も考えられるのではないか。

3 死因究明体制の充実 【10月26日(月)13時～14時】

参加委員：家保委員、今村委員、久保委員、近藤委員、野口委員

参加省庁：厚生労働省、警察庁

⑤ 検案医、警察協力医の人的確保、処遇の検討

- ・検案費用について、診療報酬点数のような規定がないため、国において検案1体当たりの費用の基準等を決められないか。
- ・検案の質の担保について、日本医師会の死体検案研修会等を通じて資格制にするなどを検討してはどうか。
- ・検案医の待遇について、何らか目安を示せないか。また、例えば、検案医に都道府県の嘱託医等の身分を与えることはできないか。その際、地方交付税への算入や叙勲等がある学校医の制度が参考になるのではないか。

⑥ 公衆衛生目的の解剖体制の充実

- ・解剖率等の地域間の差について、まず現状を知ることが必要。特に監察医制度がない県への対応等を検討するため、まずは都道府県別の必要なデータを出してほしい。
- ・解剖医が少ない要因は法医学者の不足。司法解剖等を担う各県の警察部局が衛生部局に危機意識を伝え、それを各県内の大学の法医学人材確保に繋げる必要がある。国立大学の場合は、文科省が国立大学の全国的な強化を進めるべき。
- ・法人化以降、定員が削減されている大学教員の枠の中で法医学人材を確保することはなかなか難しい。学生のキャリアパスの選択肢を増やすためにも、例えば各県の保健行政の中に法医学のポストを設けるなど、全国で数十人程度の単位でよいので人を増やすための方策を検討してほしい。
- ・地方行政として法医学を1本釣りするのは困難であるため、人材養成については大学が担い、各都道府県はまず現状を把握し、警察と協力しつつ、必要な方策について財政当局に働きかけていくことが必要である。

⑦ 公衆衛生目的の薬毒物検査、死亡時画像診断の充実

- ・日本法医学会で調査をしたところ、多くの大学の法医学教室で薬物分析機器が導入されているが、全く機器が整備されていない大学もある。そのような大学に整備できれば、検査体制が充実する。

- ・警察が全て薬物検査できるわけではないため、公衆衛生目的で検案医が必要と判断した検査について、検体を採取すれば検査ができるような体制を検討する必要がある。基本的な検査は各都道府県で実施して、不明の場合は地方ごとの拠点を置いて検査するような体制を検討してはどうか。
- ・死亡時画像診断について、患者に使うCT等は遺体に使うことの理解が得られにくいいため、各都道府県で死因究明用のCT等を1つでも設置してもらう必要がある。場所は大学でも警察の遺体安置場所付近でもよく、価格も型落ちのものなら安く購入できる。同時に薬物検査等も実施できれば、検案医の負担軽減と検査率向上に資する。
- ・死体検案医と同様、死亡時画像診断を行う者についても、その補償や処遇について明確なルールを作れば、病院等でも協力してくれるところはあるのではないかと。
- ・地方行政として考えると、県内にCTセンターのようなものがあればよいが、まずは放射線技師会や放射線医の方に地方協議会に入ってもらい、そういう方々が中心となって県内の状況を踏まえた取組を進める必要がある。

その他各委員との打ち合わせ

上記のテーマ別ミーティングに加え、これまでの検討会で多岐にわたる論点を御提示いただいた委員については、事務局においてその詳細を把握するため、打ち合わせを実施した。

(今村聡委員)

○検案医等の人材確保・処遇の検討

- ・現場からは、検案医の高齢化が進み、次の担い手がないという声が多い。そもそも開業医が少ない地域では警察に協力する医師の確保も困難であることが課題。理念だけで協力を得ることは難しいのではないかと。
- ・検案医の処遇について、都道府県によって差異があるのが課題。委嘱の仕方が異なるため、災害補償も公務員に準じるところと民間の保険で対応しているところがあるなど、様々である。委嘱契約の方法を統一するまでではなくても、何らかのルールを決めることが望ましいのではないかと。

○死亡診断書（死体検案書）の電子化や統一を含めたあり方

- ・死亡診断書の電子化、行政とのオンライン上での共有等が可能になることで様々なメリットがある。
 - 死亡データを瞬時に集約・把握できることにより行政の公衆衛生目的での活用が可能となる
 - 死亡届と一体的に電子化することにより、手続きが簡素化され遺族や医師の負担軽減につながる
 - ソフトウェア上で不正確な記載をチェックすることが可能になれば死亡診断書の精度向上が期待できる
 - 電子化に際しては医師資格証（HPKIカード）の普及促進が必要 等
- ・主治医の不在時に、代わりに死亡診断するような場合など、死亡診断書か死体検案書か迷うことがある。元々記載内容は同じものであり、現状、統計上でもこれらを区別していないのであれば、死亡診断書と死体検案書を一本化することも考えられるのではないかと。

- ・死体検案料について、現状は自由診療のような扱いで区々に設定されているが、埋葬のために全ての人に必要となる死体検案書について高額請求がなされる可能性があるのはあまり健全ではなく、何らか手立てが必要ではないか。

○全ての小児死亡事例への死亡時画像診断の実施

- ・CDR モデル事業では、死亡時画像診断について各地域において協力を得られるかどうかという課題があるため、CDR を推進するためにも、「小児死亡事例の全例撮影」を制度化すべき。イギリスは、MRI で 15 歳未満の死亡事例を全例撮影している。10 年程前に厚労省の Ai の検討会で費用の試算を紹介したが、1 人 5 万円×死亡件数で計算すると約 2 億 5 千万円で撮影・読影が可能との結果であった。

(今村知明委員)

○法医人材の育成・確保に係る緊急医師確保枠の活用

- ・法医人材への緊急医師確保枠の適用は、制度的に想定されているものでないことは理解しているが、地方公共団体と大学が合意すれば可能である旨を報告書に明示することにより、法医人材が逼迫し必要に迫られている地方公共団体が足を踏み出せるようにしてほしい。

○人口動態統計における死亡診断書と死体検案書を区別した集計の実施

- ・死因が病死であるものについて、死亡診断書と死体検案書を区別することにより異状死かどうかの判別ができるため、統計上有意義なデータとなるのではないか。
- ・人口動態統計の改訂作業は定期的に行われていると思われるため、次の改訂の際に検討してもらいたい。
- ・一方で、死亡診断書の電子化や様式の統一といった議論が進むのであれば、死亡診断書と死体検案書の統計上の区別にこだわるものではない。死亡診断書を電子化して人口動態統計と連動できるならとても効果的である。

(久保委員)

○薬学教育モデル・コア・カリキュラム、薬剤師国家試験の出題基準の改訂

- ・臨床中毒とその先にある中毒死に関する教育内容は、薬剤師として知っておくべき基礎的な内容であるため、次期の薬学教育モデル・コア・カリキュラムにおいて必要な改訂が盛り込めるよう、文部科学省において検討を進めてほしい。
- ・モデル・コア・カリキュラムと同様、臨床中毒と中毒死に関する教育内容は、薬剤師として知っておくべき基礎的な内容であるため、次期の薬剤師国家試験出題基準において必要な改訂が盛り込めるよう、厚生労働省において検討を進めてほしい。

○薬毒物標準ライブラリの整備

- ・国立医薬品食品衛生研究所の標準品ライブラリを充実させ、中毒（死）症例の薬物分析の際に、各分析機関に標準品を提供できるよう検討してほしい。
- ・中毒（死）症例の薬物分析について地域ごとに拠点機関を設け、そこに一定程度の標準品を備える体制を検討してほしい。

(佐藤委員)

○在宅等における穏やかな看取りの推進

- ・持病の薬を外来で定期的に受け取っている高齢者が自宅で亡くなった場合に、診察している医師が訪問できず、警察が取り扱わざるを得ないことがある。不必要な警察取り扱いを減らして穏やかな看取りができるように、死体検案講習会の充実や訪問看護との連携はもちろん、死亡診断や死体検案の在り方についてもできることを整理してほしい。

○地域ごとの計画の策定

- ・地域ごとに、現状できていること、将来に向けて必要なリソース、今後の課題や方策等を検討した上で、地域ごとの計画を立てて進めていく必要があるのではないか。

○死亡診断書の様式の見直し

- ・「自宅死」に在宅看取りと異状死が混在しないよう、死亡診断書の様式の見直しが必要。
- ・現在は、死亡場所の「老人ホーム」に、介護保険施設の「特別養護老人ホーム」から、非特定施設の「住宅型有料老人ホーム」まで混在している。どんな統計を取りたいかを整理した見直しが必要ではないか。

(中山委員)

○公衆衛生向上を目的とした薬毒物検査等の実施体制

- ・犯罪捜査に限らず、死因究明のために法医等が薬物検査や感染症検査が必要であると判断した場合、警察庁の調査法解剖の予算では対応できない公衆衛生目的の検査費用を厚生労働省が負担できないか検討してほしい。

○死因究明により得られた情報の蓄積・還元のためのデータベース構築

- ・厚生労働省において検討している解剖・死亡時画像診断に係るデータベースについて、司法解剖等のデータについても教育向上のために守秘義務を課した上で活用できないか。データベースによる情報共有のメリットは大きく、例えば、危険ドラッグの致死レベルが分からない場合でも、データベースを見れば分かるというのは、法医学の質の向上に寄与するものである。
- ・千葉大学、国際医療福祉大学、東京大学の3大学では、VPN(Virtual Private Network)接続により、司法解剖や調査法解剖のデータも含めた共通のデータベースを構築しており、守秘義務を課した上で運用している。

○地域ごとの解剖率等の目標設定

- ・解剖を実施する人員体制が現状のまま解剖数を増やすのは限界があるため、推進計画において実現困難な解剖率を数値目標として設定する必要はない。まずは人員体制を充実することが必要。法医学に携わる人材の増加や、就労先の確保等について計画に盛り込んでほしい。
- ・今回の推進計画は時間が限られる中での検討となるが、計画策定後のさらなる施策検討につながるよう、各大学の解剖実施数等、必要なデータを検討会の場で示し、資料として残してもらいたい。

これまでの議論を踏まえた主な論点案

推進計画に関する法律の規定

◎ 死因究明等推進基本法（令和元年法律第33号）（抄）

第19条 政府は、死因究明等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、死因究明等に関する施策に関する推進計画（以下「死因究明等推進計画」という。）を定めなければならない。

2 死因究明等推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 死因究明等の到達すべき水準、死因究明等の施策に関する大綱その他の基本的な事項

二 死因究明等に関し講ずべき施策

三 前2号に掲げるもののほか、死因究明等に関する施策を推進するために必要な事項

3 死因究明等推進計画に定める前項第2号の施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

7 政府は、死因究明等に関する施策の進捗状況等を踏まえ、3年に1回、死因究明等推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

計画全体に関するご指摘

- ① 実現可能性のある施策を羅列するのではなく、人づくりに資する具体的な行動指針のようなものを内容として取り組むという計画を作成する必要がある。
- ② 計画策定後の計画の進行管理の在り方についても検討すべき。

1 死因究明等に係る人材の育成等（法第10条）

- ① 法医学者、警察協力医等法医学に携わる医師の確保（緊急医師確保枠の活用に関する周知）
- ② 大規模災害時の検案に備えた、死体検案に関する研修会の活性化
- ③ 歯学教育における教育内容の充実
- ④ 薬学教育における教育内容の充実、薬剤師国家試験の出題基準の改訂

<現行計画上の主な施策>

(1) 医師、歯科医師等の育成及び資質の向上

- a. 大学における死因究明等に係る教育研究推進のための取組の継続・拡大 [文部科学省]
- b. 死体検案研修の研修内容の充実を通じた、検案に携わる医師の充実及び技術向上 [厚生労働省]
- c. 基礎的な検案に関する研修会の参加について医師への働きかけ、研修教材のホームページでの提供 [厚生労働省]
- d. 検査や解剖結果の検案する医師等への還元方法について検討 [警察庁、海上保安庁]
- e. 死亡時画像診断に関する研修内容の更なる充実 [厚生労働省]
- f. 小児死亡事例に対する死亡時画像診断の情報をモデル的に収集・分析するなどした結果の検証 [厚生労働省]
- g. 歯科大学・歯学部における歯科法医学に係る拠点及び教育・研究体制の拡充 [文部科学省]
- h. 各大学が設定するカリキュラムにおける死因究明等に係る教育内容の充実について、全国薬科大学長・薬学部長会議等において周知 [文部科学省]

(2) 警察等の職員の育成及び資質の向上

- a. 検視官等警察職員に対する教養（研修）の内容の充実、全国会議等における好事例等の情報共有 [警察庁]
- b. 法医学教室等での研修により専門的知識・技能を習得した職員の海上保安部署への配置の拡充、鑑識官等への研修の内容の充実 [海上保安庁]
- c. 都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催等、死体検案研修等に対する協力 [警察庁] [海上保安庁]
- d. 都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催等、研修・訓練の標準的な内容を示した指針の作成 [警察庁] [海上保安庁]

2 死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備（法第11条）

① 大学間・学部間の連携による教育研究拠点の整備推進

<現行計画上の主な施策>

- a. 大学における死因究明等に係る教育研究推進のための取組の継続・拡大 [文部科学省]
- b. 死因究明等に係る教育及び研究の拠点整備のための取組の継続・拡大 [文部科学省]
- c. 死因究明等に係る人材育成のためのモデルカリキュラムの開発、その結果を関係大学に紹介することによる人材育成の促進 [文部科学省]
- d. 歯科大学・歯学部における歯科法医学に係る拠点及び教育・研究体制の拡充 [文部科学省]

3 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備（法第12条）

① 地方協議会での検討事項例を示すことによる議論の活性化

<現行計画上の主な施策>

- a. 地方公共団体に対する死因究明等推進協議会の設置・活用の要請、薬毒物等の検査や解剖を始めとした死因究明等に係る専門的機能を有する体制整備に向けた努力の要請
- b. 検案医の要望に基づく検査・解剖の的確な実施等に関する地方公共団体の先進的な取組の収集・分析、各種検査や解剖等の取組の参考となる指針の策定・提示、死因究明等推進協議会における検討結果を踏まえた計画の策定・施策の具体化の要請

4 警察等における死因究明等の実施体制の充実（法第13条）

<現行計画上の主な施策>

- a. 検視官の運用の見直し等の必要な措置の実施、検視支援装置の整備 [警察庁]
- b. 司法解剖及び死因・身元調査法に基づく解剖の委託経費について日本法医学会と調整しながら必要な検討の実施 [警察庁]
- c. 本格的な薬毒物定性検査の迅速かつ的確な実施のための科学捜査研究所の体制整備、法医学教室等との連携 [警察庁]
- d. 死体取扱業務に必要な資機材等の整備 [海上保安庁]
- e. 検視の報告に係る書類作成等の事務の合理化の検討 [警察庁、法務省、海上保安庁]

5 死体の検案及び解剖等の実施体制の充実（法第14条）

(1) 検案の実施体制の充実

- ① 災害時の検案の体制の確保
- ② 検案医の処遇（報酬、公務災害補償等）の確保
- ③ 在宅死の取扱い
- ④ 検案医が必要と考えた薬物検査の実施（費用の在り方）

<現行計画上の主な施策>

- a. 日本医師会の研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等の協力の実施 [警察庁、文部科学省、厚生労働省、海上保安庁]
- b. 死体検案研修の内容の充実を通じた、検案に携わる医師の充実及び技術向上 [厚生労働省]
- c. 基礎的な検案に関する研修会の参加について医師への働きかけ、研修教材のホームページでの提供 [厚生労働省]
- d. 検案に際して必要な検査・解剖を明らかにするための研究の推進、異状死死因究明支援事業等を活用した必要な検査・解剖費用の支援 [厚生労働省]
- e. 検案に際して行われる検査の費用や検案書発行料の費用負担の在り方の検討 [厚生労働省]
- f. 地方における死因究明等の実施体制の充実に係る取組に関し、大学施設等の活用などの協力について検討するよう大学に要請 [文部科学省]

(2) 解剖の実施体制の充実

- ① 公衆衛生の観点からの解剖等の実施体制の充実
- ② 地域ごとの目標の設定

<現行計画上の主な施策>

- a. 検案に際して必要な検査・解剖を明らかにするための研究の推進、異状死死因究明支援事業等を活用した必要な検査・解剖費用の支援 [厚生労働省]
- b. 地方に対し必要とされる解剖数に応じた具体的な解剖の受入体制の検討の要請、地方における解剖の実施体制の充実に係る独自の取組についての情報提供など必要な支援の実施
- c. 監察医の在り方についての検討 [厚生労働省]

6 死因究明のための死体の科学調査の活用（法第15条）

(1) 薬物及び毒物に係る検査の活用

- ① 薬物標準品ライブラリの整備
- ② 公衆衛生の観点から法医学者や検案医が必要と考えた薬物検査・感染症検査等を実施する仕組みの構築

<現行計画上の主な施策>

- a. 検案に際して必要な検査・解剖を明らかにするための研究の推進、異状死死因究明支援事業等を活用した必要な検査・解剖費用の支援 [厚生労働省]
- b. 必要な薬毒物定性検査の確実な実施 [警察庁] [海上保安庁]
- c. 死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するための都道府県医師会や法医学教室等との連携強化、実施体制の見直し [警察庁]

(2) 死亡時画像診断の活用

- ① 迅速な画像検査の実施及び放射線科の画像診断専門医による読影
- ② 全ての小児死亡事例の死亡時画像診断の制度化
- ③ CDRの制度化に向けた検討と、小児Aiモデル事業及び異状死死因究明支援事業検証事業との連携
- ④ 死亡時画像診断と実際の解剖所見との検証

<現行計画上の主な施策>

- a. 死亡時画像診断に関する研修内容の更なる充実 [厚生労働省]
- b. 小児死亡事例に対する死亡時画像診断の情報をモデル的に収集・分析するなどした結果の検証 [厚生労働省]
- c. 死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するための都道府県医師会や法医学教室等との連携強化、実施体制の見直し [警察庁]
- d. 死亡時画像診断の確実な実施のために協力いただける病院との協力関係の強化・構築 [警察庁、海上保安庁]

7 身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備（法第16条）

- ① 歯科診療情報データベースの構築
- ② 死後所見の採取のための資機材の整備・教育
- ③ 身元確認を行う医師、歯科医師の処遇

<現行計画上の主な施策>

- a. DNA型情報及び歯科所見情報を整理・保管・対照する仕組みの構築 [警察庁]
- b. 身元不明死体の身元確認のための必要なDNA型鑑定が適切に実施できるよう鑑定体制の整備 [警察庁]
- c. 日本歯科医師会と必要な調整を図り、歯科医師に対する照会要領を定めるなど、平素からの所要の準備の推進 [警察庁]
- d. 歯科診療情報の標準コード仕様調査検証の実施、歯科医師等に対する標準化の意義や必要性等の周知及び支援の実施、災害時に歯科診療情報が消失した際に備えるためのバックアップを推進する方策の在り方について検討 [厚生労働省]
- e. 身元不明死体に係る遺伝子構造の検査、歯牙の調査等を確実に実施できるよう、都道府県警察、法医学教室、都道府県歯科医師会等との協力関係の強化・構築 [海上保安庁]

8 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進（法第17条）

(1) 死因究明により得られた情報の活用

- ① 死亡診断書と死体検案書に分類した集計
- ② 死亡診断書の電子的な提出
- ③ 解剖情報、検案情報等のデータベース化
- ④ 死因究明により得られた情報のCDRへの活用

<現行計画上の主な施策>

- a. 死因・身元調査法に基づく関係行政機関への通報〔警察庁、海上保安庁〕
- b. 異状死死因究明支援事業等を通じた解剖や死亡時画像診断の事例の収集・分析、死因究明体制の充実、疾病予防、健康長寿対策等への活用、製品事故等の社会的問題を発見した場合における関係行政機関への速やかな連絡〔厚生労働省〕
- c. 「死亡の原因」欄以外の記載すべき項目等についての研究の推進、様式を含めた死亡診断書（死体検案書）の在り方全体の検討〔厚生労働省〕

(2) 死因究明により得られた情報の遺族等に対する説明の促進

<現行計画上の主な施策>

- a. 司法解剖等の犯罪捜査の手術が行われた死体に係る死因等について、捜査への影響等に留意しつつ、遺族等に対して丁寧な説明を実施〔警察庁、法務省、海上保安庁〕
- b. 犯罪捜査の手術が行われていない死体に係る死因等について、第三者のプライバシーの保護に留意しつつも、死因・身元調査法の趣旨を踏まえ、丁寧な説明を実施〔警察庁、海上保安庁〕
- c. 解剖結果等の専門的知識を要する事項について、解剖を行った医師等に説明を依頼するなど、遺族等の要望を的確に踏まえた対応を実施〔警察庁、海上保安庁〕
- d. 専門的知識を要する事項について医師が説明すべき旨を死亡診断書（死体検案書）記入マニュアルに追記し、医師会等を通じて周知〔厚生労働省〕

9 情報の適切な管理（法第18条）

都道府県・大学等別資料

- 都道府県別の死体取扱状況(警察庁)・・・P1
- 都道府県ごとの解剖実施件数(文部科学省)・・・P2～P3
- 都道府県ごとの大学の法医学教室における人員数(文部科学省)・・・P4～P5
- 都道府県別の検視、死体調査及び検査に要する経費(警察庁)・・・P6～P10
- 司法解剖、調査法解剖の1体当たりの経費(警察庁、法務省)・・・P11～P12
- 監察医制度(東京、大阪、兵庫)の現状について(厚生労働省)・・・P13

令和2年11月5日
死因究明等推進本部事務局

都道府県別の死体取扱状況（令和元年）

都道府県	死体取扱数	死体解剖				
		司法解剖	調査法解剖	その他の解剖数	解剖総数	解剖率
北海道	7,739	748	49	2	799	10.3%
青森	2,098	238	2	0	240	11.4%
岩手	1,886	80	2	0	82	4.3%
宮城	3,226	239	61	0	300	9.3%
秋田	1,346	86	12	2	100	7.4%
山形	1,575	99	53	0	152	9.7%
福島	2,917	132	21	0	153	5.2%
警視庁	21,594	165	593	2,952	3,710	17.2%
茨城	4,420	186	43	34	263	6.0%
栃木	3,235	84	130	0	214	6.6%
群馬	2,653	81	10	0	91	3.4%
埼玉	9,847	404	26	20	450	4.6%
千葉	8,777	396	46	5	447	5.1%
神奈川	12,282	668	771	2,879	4,318	35.2%
新潟	3,212	114	7	3	124	3.9%
山梨	1,165	47	6	0	53	4.5%
長野	2,548	173	4	0	177	6.9%
静岡	4,163	202	19	0	221	5.3%
富山	1,392	167	16	1	184	13.2%
石川	1,293	119	5	0	124	9.6%
福井	1,233	114	25	0	139	11.3%
岐阜	2,398	110	7	0	117	4.9%
愛知	7,520	343	74	1	418	5.6%
三重	2,506	125	38	0	163	6.5%
滋賀	1,584	99	26	0	125	7.9%
京都	2,772	201	69	3	273	9.8%
大阪	12,309	494	111	700	1,305	10.6%
兵庫	5,283	215	441	1,262	1,918	36.3%
奈良	1,841	183	23	0	206	11.2%
和歌山	1,434	164	67	0	231	16.1%
鳥取	946	50	16	0	66	7.0%
島根	913	74	27	0	101	11.1%
岡山	2,432	117	18	0	135	5.6%
広島	3,183	37	2	0	39	1.2%
山口	2,104	108	16	1	125	5.9%
徳島	970	47	4	1	52	5.4%
香川	1,386	89	23	0	112	8.1%
愛媛	2,052	77	26	0	103	5.0%
高知	1,238	81	11	0	92	7.4%
福岡	5,541	384	42	0	426	7.7%
佐賀	1,010	71	16	2	89	8.8%
長崎	1,516	148	10	6	164	10.8%
熊本	2,159	94	5	0	99	4.6%
大分	1,168	36	2	0	38	3.3%
宮崎	1,253	54	1	0	55	4.4%
鹿児島	1,904	110	18	0	128	6.7%
沖縄	1,785	190	173	39	402	22.5%
合計	167,808	8,243	3,167	7,913	19,323	11.5%

※ 警察庁刑事局捜査第一課に報告のあったもの。

※ 交通関係、東日本大震災による死者を除く。

※ 解剖率は死体取扱数に占める解剖総数の割合。

○都道府県ごとの解剖実施件数

※「解剖実施件数」は各都道府県に所在する大学の法医学教室における法医解剖の実施件数
(令和元年度実績、文部科学省医学教育課調べ)

地域	所在地	解剖実施件数 (a+b+c+d)	司法解剖 (a)	調査法解剖 (b)	監察医解剖 (c)	承諾解剖 (d)
北海道・東北	北海道	813	768	43	0	2
	青森県	262	259	3	0	0
	岩手県	68	67	1	0	0
	宮城県	298	235	63	0	0
	秋田県	105	80	19	0	6
	山形県	159	107	52	0	0
	福島県	162	144	18	0	0
	計	1,867	1,660	199	0	8
関東	茨城県	123	123	0	0	0
	栃木県	217	122	95	0	0
	群馬県	95	86	7	0	2
	埼玉県	152	140	12	0	0
	千葉県	452	370	71	0	11
	東京都	1,886	446	592	0	848
	神奈川県	666	518	83	0	65
	計	3,591	1,805	860	0	926
中部	新潟県	155	143	12	0	0
	富山県	181	166	15	0	0
	石川県	137	133	4	0	0
	福井県	127	111	16	0	0
	山梨県	52	47	5	0	0
	長野県	213	208	5	0	0
	岐阜県	157	147	10	0	0
	静岡県	221	202	19	0	0
	愛知県	438	364	73	0	1
	計	1,681	1,521	159	0	1

地域	所在地	解剖実施件数 (a+b+c+d)	司法解剖 (a)	調査法解剖 (b)	監察医解剖 (c)	承諾解剖 (d)
近畿	三重県	177	138	39	0	0
	滋賀県	144	110	34	0	0
	京都府	276	198	76	0	2
	大阪府	634	556	78	0	0
	兵庫県	855	266	438	0	151
	奈良県	222	194	28	0	0
	和歌山県	245	176	69	0	0
	計	2,553	1,638	762	0	153
中国	鳥取県	72	60	12	0	0
	島根県	110	85	25	0	0
	岡山県	141	123	17	0	1
	広島県	46	43	3	0	0
	山口県	136	119	16	0	1
	計	505	430	73	0	2
四国	徳島県	62	60	2	0	0
	香川県	125	102	22	0	1
	愛媛県	110	85	25	0	0
	高知県	86	73	13	0	0
	計	383	320	62	0	1
九州・ 沖縄	福岡県	472	436	36	0	0
	佐賀県	59	50	9	0	0
	長崎県	205	188	10	0	7
	熊本県	113	110	3	0	0
	大分県	31	30	1	0	0
	宮崎県	58	57	1	0	0
	鹿児島県	144	122	22	0	0
	沖縄県	406	214	176	0	16
	計	1,488	1,207	258	0	23

地域	所在地	解剖実施件数 (a+b+c+d)	司法解剖 (a)	調査法解剖 (b)	監察医解剖 (c)	承諾解剖 (d)
全国		12,068	8,581	2,373	0	1,114

○都道府県ごとの大学の法医学教室における人員数

※各数値は各都道府県に所在する大学の法医学教室における人員数

(令和2年5月1日時点、文部科学省医学教育課調べ)

地域	所在地	法医学教室の 人員数 (a+b+c+d)	常勤医師 (a)	常勤歯科医師等 (b)	大学院生等※ (c)	常勤職員 (解剖補助員等) (d)
北海道・東北	北海道	16	4	4	2	6
	青森県	1	1	0	0	0
	岩手県	5	1	3	0	1
	宮城県	14	4	2	4	4
	秋田県	5	1	1	2	1
	山形県	2	2	0	0	0
	福島県	7	3	1	1	2
	計	50	16	11	9	14
関東	茨城県	2	1	1	0	0
	栃木県	15	3	1	4	7
	群馬県	6	4	0	1	1
	埼玉県	4	1	1	0	2
	千葉県	23	7	7	7	2
	東京都	108	24	27	26	31
	神奈川県	30	8	6	4	12
	計	188	48	43	42	55
中部	新潟県	13	3	1	4	5
	富山県	4	2	1	0	1
	石川県	6	2	3	0	1
	福井県	1	1	0	0	0
	山梨県	2	1	1	0	0
	長野県	4	1	2	1	0
	岐阜県	2	1	1	0	0
	静岡県	6	4	0	1	1
	愛知県	27	10	7	5	5
	計	65	25	16	11	13

地域	所在地	法医学教室の 人員数 (a+b+c+d)	常勤医師 (a)	常勤歯科医師等 (b)	大学院生等※ (c)	常勤職員 (解剖補助員等) (d)
近畿	三重県	2	1	1	0	0
	滋賀県	17	3	1	11	2
	京都府	18	5	4	6	3
	大阪府	40	10	8	8	14
	兵庫県	13	5	2	0	6
	奈良県	4	1	2	1	0
	和歌山県	7	2	3	1	1
	計	101	27	21	27	26
中国	鳥取県	7	1	1	3	2
	島根県	9	2	2	4	1
	岡山県	8	3	1	2	2
	広島県	4	1	2	0	1
	山口県	3	2	1	0	0
	計	31	9	7	9	6
四国	徳島県	5	2	0	3	0
	香川県	5	2	2	1	0
	愛媛県	6	3	0	1	2
	高知県	6	1	2	2	1
	計	22	8	4	7	3
九州・ 沖縄	福岡県	30	7	7	5	11
	佐賀県	4	1	1	1	1
	長崎県	3	2	1	0	0
	熊本県	4	2	1	0	1
	大分県	3	1	0	0	2
	宮崎県	7	2	2	2	1
	鹿児島県	6	1	1	0	4
	沖縄県	6	3	1	1	1
	計	63	19	14	9	21

地域	所在地	法医学教室の 人員数 (a+b+c+d)	常勤医師 (a)	常勤歯科医師等 (b)	大学院生等※ (c)	常勤職員 (解剖補助員等) (d)
全国		520	152	116	114	138

※大学院生等には、医師、歯科医師、その他研究生が含まれる。

令和2年度 警察庁当初予算額

	金額
1 検視に要する経費	182.9百万円
(1) 検視立会謝金	27.1百万円
(2) 薬毒物検査キット	35.3百万円
(3) 画像検査料	120.5百万円
2 死体の調査及び検査に要する経費	332.8百万円
(1) 死体調査等立会謝金	100.0百万円
(2) 薬毒物検査キット等	130.8百万円
(3) 画像検査料	101.9百万円

※ 各計数は、小数点第二位を四捨五入したものであり、合計数が総額と合致しない。

警察があらかじめ検視等の立会の協力を依頼している医師数（令和2年4月1日現在）

都道府県	非常勤の 公務員	左記以外で事前に 登録等を行 っている医師	嘱託・登録等は していないが 協力を事前に 依頼している医師	左記合計	補償の根拠		
					条例等	民間保険	
北海道	286	0	0	286	○		
東北	青森	35	0	35	○		
	岩手	17	0	32	○		
	宮城	32	34	0	66	○	
	秋田	36	0	0	36	○	
	山形	0	30	0	30		○
	福島	48	0	6	54	○	○
警視庁	0	74	0	74		○	
関東	茨城	0	83	4	87		○
	栃木	36	32	0	68	○	○
	群馬	182	0	0	182	○	
	埼玉	167	0	0	167	○	
	千葉	0	108	0	108		
	神奈川	0	0	21	21		
	新潟	59	0	0	59	○	○
	山梨	0	73	0	73		
	長野	0	0	0	0		
	静岡	0	111	3	114		
中部	富山	40	0	4	44	○	
	石川	19	87	0	106	○	○
	福井	0	61	0	61	○	
	岐阜	0	425	0	425		○
	愛知	0	164	0	164	○	
	三重	181	0	0	181	○	
近畿	滋賀	0	0	56	56		
	京都	33	0	0	33	○	
	大阪	0	128	19	147		
	兵庫	0	0	0	0		
	奈良	0	80	0	80		○
	和歌山	0	21	14	35		
中国	鳥取	0	0	0	0		
	島根	0	37	0	37		○
	岡山	0	198	0	198		○
	広島	0	0	83	83		
	山口	0	100	0	100		○
四国	徳島	0	173	0	173		○
	香川	0	0	43	43		○
	愛媛	0	72	2	74		○
	高知	0	48	0	48		○
九州	福岡	0	0	176	176		○
	佐賀	0	80	0	80		○
	長崎	0	40	0	40	○	
	熊本	0	137	0	137		○
	大分	0	0	0	0		
	宮崎	0	0	25	25		
	鹿児島	0	151	23	174		
	沖縄	0	39	0	39		
合計	1,171	2,586	511	4,268	17	19	

※ 警察庁刑事局捜査第一課に報告のあったもの。

令和元年度都道府県別立会謝金執行状況

都道府県	検視立会謝金			死体調査等立会謝金			備考 (令和2年度)	
	件数	総額	平均執行額 (1体当たり)	件数	総額	平均執行額 (1体当たり)		
北海道	0	0	0	3,852	19,260,000	5,000	5,000円/日 (死体取扱ありの場合)	
東北	青森	206	634,480	3,080	1,148	3,444,000	3,000	
	岩手	75	232,650	3,102	912	2,736,000	3,000	このほかに嘱託医9,000円/月
	宮城	244	738,900	3,028	0	0	0	このほかに警察医20,000円又は 24,000円/月
	秋田	93	279,000	3,000	1,001	3,003,000	3,000	このほかに警察医5,000円/月
	山形	80	240,000	3,000	778	2,334,000	3,000	
	福島	187	561,000	3,000	1,630	4,890,000	3,000	
警視庁	84	252,000	3,000	5,588	16,764,000	3,000		
関東	茨城	197	825,500	4,190	4,151	13,930,000	3,356	
	栃木	531	1,593,000	3,000	2,568	7,704,000	3,000	
	群馬	146	438,000	3,000	1,401	4,203,000	3,000	
	埼玉	385	1,155,000	3,000	2,751	8,253,000	3,000	このほかに嘱託医10,000円/月
	千葉	133	399,000	3,000	1,093	3,279,000	3,000	このほかに嘱託医6,000円～80,000 円/年
	神奈川	189	567,000	3,000	460	1,380,000	3,000	
	新潟	118	365,156	3,095	1,546	4,525,340	2,927	このほかに警察嘱託医55,800円/年
	山梨	105	327,117	3,115	686	2,117,168	3,086	
	長野	327	981,000	3,000	1,221	4,161,000	3,408	
	静岡	598	1,803,000	3,015	3,240	9,720,000	3,000	
中部	富山	124	436,000	3,516	706	2,342,000	3,317	このほかに嘱託医10,000円/半年
	石川	0	0	0	437	1,311,000	3,000	このほかに嘱託医7,200円/月
	福井	116	338,000	2,914	1,044	3,132,000	3,000	
	岐阜	0	0	0	0	0	0	全て県費により執行 5,000円/体(休診日、異状死体等 は3,000円増額) 令和元年度6,296,000円執行
	愛知	250	770,000	3,080	4,915	18,893,162	3,844	
	三重	196	603,680	3,080	225	675,000	3,000	
	滋賀	111	426,000	3,838	1,731	6,280,500	3,628	
近畿	京都	258	794,640	3,080	0	0	0	このほかに警察医30,200円/月
	大阪	6	18,480	3,080	6,986	20,958,000	3,000	
	兵庫	0	0	0	0	0	0	嘱託なし・謝金なし
	奈良	110	330,000	3,000	570	1,710,000	3,000	
	和歌山	101	303,000	3,000	0	0	0	このほかに嘱託医5,000円/月
中国	鳥取	57	177,213	3,109	352	1,056,000	3,000	
	島根	40	120,000	3,000	373	1,119,000	3,000	
	岡山	163	489,000	3,000	2,113	6,339,000	3,000	
	広島	71	213,000	3,000	1,671	5,013,000	3,000	
	山口	88	269,200	3,059	1,213	3,760,000	3,100	
四国	徳島	2	6,000	3,000	548	1,644,000	3,000	
	香川	62	286,000	4,613	680	2,868,000	4,218	
	愛媛	157	479,200	3,052	1,109	3,327,000	3,000	
	高知	74	226,500	3,061	1,127	3,381,000	3,000	
九州	福岡	382	1,138,200	2,980	4,327	12,792,700	2,956	
	佐賀	71	273,000	3,845	367	1,293,000	3,523	
	長崎	315	945,000	3,000	0	0	0	このほかに嘱託医30,000円/年
	熊本	236	954,000	4,042	347	1,309,000	3,772	
	大分	503	1,509,000	3,000	683	2,049,000	3,000	
	宮崎	169	507,000	3,000	1,041	3,123,000	3,000	
	鹿児島	596	1,750,500	2,937	1,234	3,660,000	2,966	
	沖縄	203	625,240	3,080	1,264	3,893,120	3,080	
合計	8,159	25,379,656	3,111	69,089	223,631,990	3,237		

※ 警察庁刑事局捜査第一課に報告のあったもの。

令和元年度都道府県別薬毒物検査予算執行状況

都 道 府 県		検視薬毒物検査 総額	死体調査薬毒物検査 総額
北 海 道		5,041,726	1,696,764
東 北	青 森	94,160	4,789,457
	岩 手	112,383	4,771,555
	宮 城	197,274	3,644,850
	秋 田	0	1,203,833
	山 形	135,000	5,789,239
	福 島	528,267	6,672,986
警 視 庁		825,000	42,711,480
関 東	茨 城	163,844	14,497,050
	栃 木	745,982	1,689,124
	群 馬	388,375	5,226,614
	埼 玉	36,180	6,511,790
	千 葉	784,988	764,044
	神 奈 川	2,015,882	2,923,743
	新 潟	164,116	3,545,970
	山 梨	182,802	319,878
	長 野	596,612	5,427,683
	静 岡	1,083,166	889,120
中 部	富 山	89,082	766,158
	石 川	146,640	2,299,300
	福 井	543,400	3,303,968
	岐 阜	278,729	5,901,378
	愛 知	127,224	24,881,628
	三 重	463,484	1,798,527
近 畿	滋 賀	43,780	716,715
	京 都	90,090	270,270
	大 阪	0	6,951,586
	兵 庫	1,089,962	8,517,200
	奈 良	796,301	1,890,904
	和 歌 山	0	3,594,022
中 国	鳥 取	0	2,612,265
	島 根	9,900	3,277,792
	岡 山	122,688	9,387,890
	広 島	430,520	2,074,445
	山 口	95,610	2,465,215
四 国	徳 島	103,784	1,141,072
	香 川	0	1,088,000
	愛 媛	86,476	1,473,552
	高 知	92,340	3,299,300
九 州	福 岡	1,899,210	7,391,447
	佐 賀	526,398	1,954,670
	長 崎	589,486	6,061,841
	熊 本	1,646,700	418,600
	大 分	936,792	744,024
	宮 崎	544,832	2,095,266
	鹿 児 島	810,164	2,755,123
	沖 縄	155,430	1,190,220
合計		24,814,779	223,397,558

※ 警察庁刑事局捜査第一課に報告のあったもの。
 ※ 死因・身元調査法第5条に基づき、警察署長が死因を明らかにするために実施した薬毒物検査の予算執行額であり、同法に基づく解剖又は司法解剖の際に実施された薬毒物検査の予算執行額は含まれていない。

令和元年度都道府県別画像検査予算執行状況

都道府県	検視画像検査			死体調査画像検査			
	実施検査数	総額	平均執行額 (1体当たり)	実施検査数	総額	平均執行額 (1体当たり)	
北海道	1,935	49,415,494	25,538	16	419,244	26,203	
東北	青森	47	900,986	19,170	131	2,484,857	18,968
	岩手	12	176,262	14,689	14	207,220	14,801
	宮城	9	204,400	22,711	99	2,374,227	23,982
	秋田	11	216,568	19,688	92	1,910,742	20,769
	山形	5	83,640	16,728	266	5,727,674	21,533
	福島	97	2,432,947	25,082	1,461	36,912,628	25,265
警視庁	0	0	0	162	3,551,600	21,923	
関東	茨城	2	40,780	20,390	110	1,466,890	13,335
	栃木	64	1,107,434	17,304	159	2,781,058	17,491
	群馬	62	1,821,920	29,386	442	11,564,641	26,164
	埼玉	3	70,051	23,350	213	5,168,298	24,264
	千葉	2	50,926	25,463	2	50,926	25,463
	神奈川	55	1,117,402	20,316	0	0	0
	新潟	8	201,180	25,148	153	3,658,468	23,912
	山梨	42	880,206	20,957	575	11,763,879	20,459
	長野	56	1,391,173	24,842	228	4,988,163	21,878
中部	静岡	112	3,057,201	27,296	203	5,159,690	25,417
	富山	0	0	0	6	166,500	27,750
	石川	61	1,467,972	24,065	65	1,492,926	22,968
	福井	9	222,442	24,716	219	4,939,339	22,554
	岐阜	82	2,202,557	26,860	178	4,338,717	24,375
	愛知	29	797,255	27,492	909	25,355,534	27,894
	三重	38	794,396	20,905	29	630,006	21,724
近畿	滋賀	5	94,724	18,945	206	4,163,036	20,209
	京都	40	1,152,550	28,814	490	14,812,372	30,229
	大阪	1	26,784	26,784	92	2,358,268	25,633
	兵庫	15	446,905	29,794	120	3,793,851	31,615
	奈良	4	52,440	13,110	20	264,450	13,223
	和歌山	0	0	0	67	1,568,726	23,414
中国	鳥取	0	0	0	78	3,101,980	39,769
	島根	7	257,540	36,791	89	4,825,596	54,220
	岡山	14	298,040	21,289	220	4,179,404	18,997
	広島	39	1,062,128	27,234	185	4,803,054	25,962
	山口	1	12,700	12,700	28	810,518	28,947
四国	徳島	7	118,294	16,899	205	3,796,091	18,518
	香川	18	406,962	22,609	52	1,114,796	21,438
	愛媛	103	2,125,508	20,636	80	1,664,398	20,805
	高知	8	183,118	22,890	76	1,595,397	20,992
九州	福岡	44	1,500,312	34,098	307	10,149,927	33,062
	佐賀	42	1,530,568	36,442	100	3,745,762	37,458
	長崎	292	12,708,349	43,522	205	8,125,770	39,638
	熊本	211	4,844,042	22,958	194	4,417,596	22,771
	大分	236	4,936,366	20,917	200	4,007,000	20,035
	宮崎	87	2,336,219	26,853	207	5,939,247	28,692
	鹿児島	379	8,047,109	21,232	0	0	0
	沖縄	1	27,000	27,000	125	3,252,153	26,017
合計	4,295	110,820,850	25,802	9,078	229,602,619	25,292	

※ 警察庁刑事局捜査第一課に報告のあったもの。

※ 死因・身元調査法第5条に基づき、警察署長が死因を明らかにするために実施した画像検査である。

令和元年度都道府県別解剖予算執行状況

都道府県	司法解剖									調査法解剖		
	件数 (令和元年)	司法解剖謝金 死体鑑定謝金	平均執行額 (1体当たり)	検査等	平均執行額 (1体当たり)	総額	平均執行額 (1体当たり)	死体鑑定謝金 執行件数	件数	総額	平均執行額 (1体当たり)	
北海道	748	54,677,060	73,098	199,995,361	267,373	254,672,421	340,471	742	48	6,805,200	141,775	
東北	青森	238	18,277,440	76,796	33,155,276	139,308	51,432,716	216,104	366	1	200,000	200,000
	岩手	80	4,624,590	57,807	8,694,444	108,681	13,319,034	166,488	66	1	248,400	248,400
	宮城	239	11,070,140	46,319	23,828,038	99,699	34,898,178	146,017	208	61	10,773,051	176,607
	秋田	86	19,546,480	227,285	28,247,377	328,458	47,793,857	555,743	371	18	4,386,319	243,684
	山形	99	3,496,140	35,315	11,975,860	120,968	15,472,000	156,283	69	54	5,638,360	104,414
	福島	132	7,974,970	60,416	25,039,852	189,696	33,014,822	250,112	84	18	3,884,562	215,809
警視庁	(165)	—	—	—	—	—	—	—	528	152,425,000	288,684	
関東	茨城	186	15,395,100	82,769	48,246,748	259,391	63,641,848	342,160	195	42	4,585,012	109,167
	栃木	84	9,776,180	116,383	19,339,358	230,230	29,115,538	346,614	162	96	11,551,153	120,325
	群馬	81	5,498,300	67,880	12,254,610	151,291	17,752,910	219,172	80	8	1,600,000	200,000
	埼玉	404	27,592,580	68,298	74,946,547	185,511	102,539,127	253,810	402	24	5,369,077	223,712
	千葉	396	32,495,520	82,059	152,294,174	384,581	184,789,694	466,641	424	60	18,857,100	314,285
	神奈川	668	29,140,800	43,624	126,007,582	188,634	155,148,382	232,258	292	729	90,823,104	124,586
	新潟	114	4,224,680	37,059	24,514,183	215,037	28,738,863	252,095	11	12	1,926,782	160,565
	山梨	47	3,695,320	78,624	5,366,514	114,181	9,061,834	192,805	43	9	1,465,000	162,778
	長野	173	7,193,680	41,582	46,010,480	265,957	53,204,160	307,538	74	3	607,408	202,469
静岡	202	8,842,230	43,773	19,996,948	98,995	28,839,178	142,768	208	20	2,503,963	125,198	
中部	富山	167	8,967,960	53,700	40,191,122	240,665	49,159,082	294,366	137	17	4,079,453	239,968
	石川	119	8,260,180	69,413	9,831,027	82,614	18,091,207	152,027	73	4	480,000	120,000
	福井	114	3,206,120	28,124	2,997,629	26,295	6,203,749	54,419	5	16	708,825	44,302
	岐阜	110	8,127,670	73,888	11,343,470	103,122	19,471,140	177,010	78	10	2,222,600	222,260
	愛知	343	20,168,250	58,800	37,544,640	109,460	57,712,890	168,259	293	83	21,236,140	255,857
	三重	125	4,167,200	33,338	18,819,480	150,556	22,986,680	183,893	23	39	7,800,000	200,000
近畿	滋賀	99	6,767,010	68,354	22,736,650	229,663	29,503,660	298,017	97	34	5,466,820	160,789
	京都	201	15,966,160	79,434	50,178,070	249,642	66,144,230	329,076	198	74	14,998,600	202,684
	大阪	494	36,629,830	74,149	148,866,624	301,349	185,496,454	375,499	486	119	34,901,329	293,288
	兵庫	215	14,933,620	69,459	41,435,719	192,724	56,369,339	262,183	109	459	37,024,030	80,662
	奈良	183	14,297,620	78,129	19,370,457	105,849	33,668,077	183,979	199	28	3,414,000	121,929
	和歌山	164	7,866,490	47,966	68,174,770	415,700	76,041,260	463,666	34	69	11,051,783	160,171
中国	鳥取	50	1,880,190	37,604	8,103,738	162,075	9,983,928	199,679	2	13	3,287,838	252,911
	島根	74	6,112,920	82,607	7,624,077	103,028	13,736,997	185,635	74	21	3,546,656	168,888
	岡山	117	5,771,040	49,325	30,006,506	256,466	35,777,546	305,791	23	17	2,476,715	145,689
	広島	37	4,214,020	113,892	10,402,306	281,143	14,616,326	395,036	46	3	668,276	222,759
四国	山口	108	5,389,510	49,903	9,324,463	86,338	14,713,973	136,240	41	12	1,893,693	157,808
	徳島	47	3,309,930	70,424	5,900,016	125,532	9,209,946	195,956	27	2	216,000	108,000
	香川	89	3,382,290	38,003	13,457,490	151,208	16,839,780	189,211	2	22	2,803,381	127,426
	愛媛	77	3,437,070	44,637	15,725,170	204,223	19,162,240	248,860	7	25	3,000,000	120,000
九州	高知	81	7,079,090	87,396	19,073,510	235,475	26,152,600	322,872	85	11	1,650,000	150,000
	福岡	384	23,152,220	60,292	75,390,634	196,330	98,542,854	256,622	255	42	7,201,161	171,456
	佐賀	71	6,753,920	95,126	7,243,625	102,023	13,997,545	197,149	94	14	1,477,651	105,547
	長崎	148	7,562,280	51,096	44,612,858	301,438	52,175,138	352,535	34	10	1,200,000	120,000
	熊本	94	5,835,770	62,083	13,260,912	141,074	19,096,682	203,156	35	3	546,666	182,222
	大分	36	1,189,910	33,053	919,336	25,537	2,109,246	58,590	5	2	233,782	116,891
	宮崎	54	2,009,150	37,206	13,634,846	252,497	15,643,996	289,704	3	1	176,040	176,040
	鹿児島	110	6,820,600	62,005	23,379,330	212,539	30,199,930	274,545	154	22	3,118,895	141,768
沖縄	190	5,943,710	31,283	13,048,790	68,678	18,992,500	99,961	39	169	20,484,516	121,210	
合計	8,078	512,722,940	63,472	1,642,510,617	203,331	2,155,233,557	266,803	6,455	3,073	521,014,341	169,546	

※ 司法解剖については、警察庁刑事局犯罪鑑識官に、調査法解剖については、同局捜査第一課に報告のあったもの。

※ 司法解剖1体当たりの平均執行額は、令和元年度の司法解剖経費の執行額として道府県警察から報告のあった金額を令和元年中の司法解剖数で除して算出。 11

※ 警視庁での司法解剖は、検察官が鑑定処分許可状の請求を行うとともに、その経費を東京地方検察庁が負担しているため、執行額を把握していない。

※ 「調査法解剖」とは、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律第6条に基づく解剖。

法務省における令和元年度司法解剖関係経費（検察庁別平均支出額）

（単位：円）

検察庁名	鑑定料・鑑定書作成費	司法解剖検査料等
東京地方検察庁	91,637	383,291
横浜地方検察庁	88,877	256,487
さいたま地方検察庁	142,857	350,861
千葉地方検察庁	92,343	487,315
水戸地方検察庁	63,397	306,910
大阪地方検察庁	89,150	417,588
神戸地方検察庁	83,697	254,999
奈良地方検察庁	76,050	101,582
名古屋地方検察庁	74,294	248,340
長崎地方検察庁	136,760	193,037
福島地方検察庁	80,680	264,777
盛岡地方検察庁	70,000	176,787

※ 令和元年度に「鑑定料・鑑定書作成費」を2件以上支出した庁を抽出した。

※ 上記金額は、各地方検察庁における司法解剖関係経費支出総額を解剖件数で除したものであり、実際に支出された1件当たりの金額は、解剖時間や鑑定書枚数等によって異なっている。

監察医制度（東京、大阪、兵庫）の現状について

厚生労働省医政局医事課

	令和2年度 予算総額 ※人件費については、非常勤職員のみ計上 (単位:千円)	令和2年5月1日現在の監察医数			令和元年中の検案・解剖数	
		常勤	非常勤	計	検案数	解剖数
東京都監察医務院	575,891	12	51	63	13,984	2,123
大阪府監察医事務所	123,243	0	45	45	4,527	703
兵庫県監察医務室	36,395	1	14	15	1,372	1,123

都道府県別 薬毒物分析機器設置状況概要 (2019年2月現在)

	都道府県	GC	LC	GC/MS	GC/MS/MS	LC/MS	LC/MS/MS	LC/TOF-MS
1	北海道	3	0	1	1	0	2	0
2	青森県	1	0	0	0	0	0	0
3	岩手県	2	1	1	0	0	1	0
4	宮城県	2	0	1	1	0	3	1
5	秋田県	1	0	0	0	0	0	0
6	山形県	1	0	0	0	0	0	0
7	福島県	1	0	1	0	0	0	0
8	茨城県							
9	栃木県							
10	群馬県							
11	埼玉県	1	0	1	0	0	0	0
12	千葉県							
13	東京都	5	4	4	2	0	4	1
14	神奈川県	3	2	3	0	0	3	0
15	新潟県	1	0	0	1	0	0	0
16	富山県							
17	石川県							
18	福井県							
19	山梨県	0	0	0	0	0	0	0
20	長野県	2	0	1	0	0	1	0
21	岐阜県							
22	静岡県							
23	愛知県	5	0	3	1	0	3	0
24	三重県	1	0	1	0	0	1	0
25	滋賀県	3	1	1	0	1	0	0
26	京都府	1	0	1	0	1	0	1
27	大阪府	4	2	4	0	0	2	0
28	兵庫県	2	0	1	0	0	1	0
29	奈良県							
30	和歌山県							
31	鳥取県							
32	島根県	2	0	0	0	0	0	0

33	岡山県							
34	広島県	3	1	2	0	1	1	0
35	山口県	1	0	0	0	0	0	0
36	徳島県	1	0	0	0	0	0	0
37	香川県	2	0	2	0	0	1	0
38	愛媛県	1	1	1	0	0	1	0
39	高知県	2	1	1	0	0	0	0
40	福岡県	4	0	4	1	0	4	0
41	佐賀県							
42	長崎県	1	0	1	0	0	1	0
43	熊本県	1	1	2	0	0	1	1
44	大分県							
45	宮崎県	0	0	0	0	0	0	0
46	鹿児島県	3	1	1	0	0	0	0
47	沖縄県	1	1	2	0	1	0	0
	合計	61	16	40	7	4	30	4

ガスクロマトグラフ(GC)

液体クロマトグラフ(LC)

ガスクロマトグラフ質量分析計(GC/MS)

ガスクロマトグラフタンデム型質量分析計(GC/MS/MS)

液体クロマトグラフ質量分析計(LC/MS)

液体クロマトグラフタンデム型質量分析計(LC/MS/MS)

液体クロマトグラフ飛行時間型質量分析計(LC/TOF-MS)

8	機器なし
5	要整備
15	回答なし
19	分析可能